

VI 産業廃棄物処理

産業廃棄物処理の状況

産業廃棄物処理の状況

事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者自ら処理する責任があり、自ら処理できない場合には許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされている。

しかしながら、産業廃棄物の不適正処理による苦情あるいは不法投棄、さらには最終処分場等処理施設の設置に伴う地域でのトラブル等の問題が数多く発生している。

本市では平成6年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量化及び適正処理の指導等を行っている。

その主な業務は、処理業や処理施設の許可、排出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等であり、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、平成14年度から産業廃棄物の監視班を設け、産業廃棄物処理業者の指導や苦情に対する迅速な対応に努めている。

また、平成20年度からヘリコプターによる上空監視を実施している。これまで確認が困難とされていた山間部等の監視を重点的に強化することができ、不法投棄の未然防止や早期発見、早期対応、拡大防止等に効果を上げるとともに、不法投棄を行おうとする者に対しての抑止力効果として期待している。

産業廃棄物処理施設の許可申請前の手続きとして、平成15年度から事業者への近隣住民に対する事業計画の説明会の開催等を義務付けた「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」を施行している。

平成17年1月1日には「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）」が本格施行され、使用済自動車の解体等を行う場合は許可等が必要となった。

1 産業廃棄物処理業等の許可

○ 産業廃棄物処理業者（令和2年3月31日現在）

処理業の区分		平成30年度末 業者数	令和元年度許可申請件数				令和元年度末 業者数
			新規	更新	変更	失効等	
産業廃棄物	収集運搬業	238	3	34	5	8	233
	処分業	116	4	24	4	4	116
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	29	0	5	5	1	28
	処分業	9	0	1	0	0	9

○ 自動車リサイクル法許可業者（令和2年3月31日現在）

処理業の区分		平成30年度末 業者数	令和元年度許可申請件数				令和元年度末 業者数
			新規	更新	変更	失効等	
自動車リサイクル法	引取業	114	7	17		8	113
	フロン回収業	52	1	9		0	53
	解体業	38	0	25		2	36
	破碎業	14	0	11	0	0	14

○ 産業廃棄物処理施設設置数(令和2年3月31日現在)

施設番号	産業廃棄物処理施設の種類	平成30年度末 施設数	令和元年度許可			廃止	令和元年度末 施設数
			新規	変更	譲受		
1	汚泥の脱水施設	24	1	0	0	0	25
2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥	2	0	0	0	2
		機械乾燥	1	0	0	0	1
3	汚泥の焼却施設	7	2	0	0	0	9
4	廃油の油水分離施設	2	0	0	0	0	2
5	廃油の焼却施設	5	2	0	0	0	7
7	廃プラスチック類の破碎施設	20	0	0	0	0	20
8	廃プラスチック類の焼却施設	6	2	0	0	0	8
8-2	木くず・がれき類の破碎施設	83	5	0	0	0	88
13-2	産業廃棄物の焼却施設(上記以外)	16	2	0	0	0	18
14	最終処分場	□ 安定型	9	0	0	0	9
		ハ 管理型	5	0	0	0	5
合 計		180	14	0	0	0	194

2 監視・指導

監視・指導の対象内容には次のものがあり、定期又は随時実施している。

- (1) 産業廃棄物監視班を主軸とした産業廃棄物の排出事業者、処理業者、処理施設設置者等に対する日常的な巡回監視、立入指導
- (2) 産業廃棄物焼却施設等から発生するダイオキシン類等の行政検査
- (3) 産業廃棄物最終処分場等から発生する浸出水等の行政検査
- (4) 産業廃棄物最終処分場に対する埋立残量等の実態把握
- (5) 産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の不適正処理に対する苦情に対する即時対応、事後確認
- (6) 自動車リサイクル法関係事業者に対する立入指導
- (7) 産業廃棄物排出事業者に対する立入指導
- (8) 消防ヘリによる上空監視を実施、各施設、山間部等を重点的に監視

○ 監視指導事務、立入検査等実施状況(令和元年度)

対象	令和元年度	
	立入箇所数	立入件数
排出事業者等	410	5,986
中間処理業者	107	1,107
最終処分場	15	172
自動車リサイクル関係	25	212
合計	557	7,477